

治 第 2 6 8 9 号
令 和 7 年 3 月 7 日

多面的機能支払交付金活動団体代表者 様

兵庫県農林水産部長

林野火災に対する警戒の強化について

このことについて、林野庁森林整備部研究指導課長から岩手県大船渡市の林野火災を受け、通知がありました。

つきましては、今後も乾燥が続くと予想されること、出火原因は火の不始末、不注意等の人為的な要因が殆どであることから、林内及び森林周辺での作業等において下記事項を遵守いただくようお願いします。

記

- 1 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと。特に枯れ草や落ち葉等の近くでは行わないこと。
- 2 やむを得ずたき火等火気を使用する場合は、消火用の水等を必ず準備するとともに、その場を離れないこと。
- 3 たき火等火気の使用後は、完全に消火すること。なお、炎が見えなくなっても火種が残っていることがあるので、十分に確認すること。
- 4 たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てはしないこと。
- 5 火遊びはしないこと。また、させないこと。
- 6 火入れを行う際は市町村長の許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火対策を講じること。

(添付資料)

チラシ「山火事注意！」

山火事注意！

山火事は空気が乾燥する3～5月に多く発生します。

原因の多くは、たき火やタバコのポイ捨てなど、火の取扱いの不注意によるものです。

- 1 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れ※をしないこと。特に枯れ草や落ち葉等の近くでは行わないこと。
- 2 やむを得ずたき火等火気を使用する場合は、消火用の水等を必ず準備するとともに、その場を離れないこと。
- 3 たき火等火気の使用後は、完全に消火すること。なお、炎が見えなくなっても火種が残っていることがあるので、十分に確認すること。
- 4 たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てはしないこと。
- 5 火遊びはしないこと。また、させないこと。
- 6 火入れ※を行う際は市町村長の許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火対策を講じること。

※火入れ：森林内だけでなく森林から1キロメートルの範囲で、面的な焼却を行う場合は、あらかじめ市役所、町役場に相談してください。

貴重な森林を山火事から守るため、一人ひとりが気を付けましょう！！



(写真：令和5年3月 赤穂市大津での山火事)



山火事防止の
シンボルマーク
「まといりす」



【YouTube】
山火事防止映画
「りすのまとい」